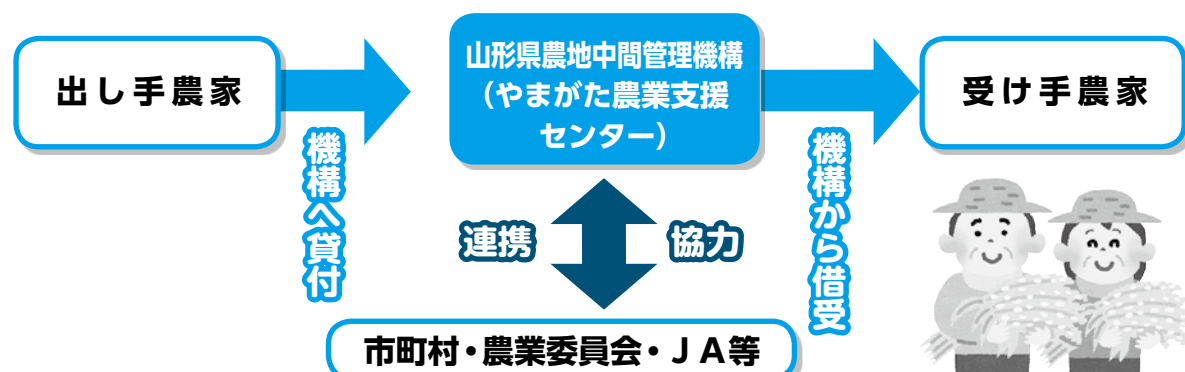


## 農地の貸し借りには

# 農地中間管理事業が便利です

「農地中間管理事業」は、農地中間管理機構が農地を貸したい農家から農地を借り受け、農業経営の規模拡大を図る担い手農家等へ貸し付ける制度です。



### ○農地を貸したい方（出し手）

- ・ 農業経営のリタイアを考えている方
- ・ 農地を相続した方
- ・ 経営の縮小を考えている方

### ○出し手農家のメリット

- ・ 公的機関が農地を預かるので安心です
- ・ 賃借料は機構からの口座振込で、手間がかかりません
- ・ 要件を満たすと機構集積協力金（経営転換協力金等）が受けられます

### ○農地を借りたい方（受け手）

- ・ まとまった農地で効率経営を目指す方
- ・ 経営規模拡大を目指す方
- ・ 新規に農業参入を目指す方

### ○受け手農家のメリット

- ・ 複数の出し手農家から農地を借りても、契約は機構とのみ（契約の手間が省けます）
- ・ 賃借料の支払いは一括で口座振替
- ・ まとまった農地を長期間借りられ、作業の効率化とコストダウンが可能です

## 経営転換協力金

離農や経営部門の減少に伴い、全ての経営農地を農地中間管理機構に貸し付けた場合、経営転換協力金の交付を受けることができます（各種要件があります）。

今年度をもって現行の制度は終了するため、交付を希望する場合は、期限内にお申し出ください。

#### 【交付対象者】

- ・ リタイアする農業者
- ・ 農地の相続人で、農業経営を行わない方
- ・ 農業部門の減少により経営転換する農業者

#### 【交付単価】

- ・ 10aあたり1.5万円、上限50万円／1戸

#### 【交付要件】

- ・ 機構に対して、**すべての農地を10年以上**貸し付ける必要があります（一部例外を除く）

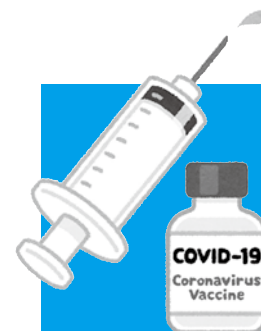
#### 【申請期限】

- ・ **令和3年8月6日（金）**までにお申し出ください。



■産業振興課農林グループ TEL 35-2111（内線142・143）

※農業振興地域内の水田の貸し借りにあたっては、地域の農用地利用改善組合で受け手農家を協議します。



## 8月2日（月）から 新型コロナウイルスワクチン接種証明書を 交付します

新型コロナウイルスワクチンの予防接種を受けた町民の方で、**海外渡航等の事情がある場合に限り**、予防接種済証とは別に「予防接種証明書」を交付します。

必要な方は、必要書類を準備の上、下記の方法で申請してください。申請書は、保健福祉課保健医療グループ窓口準備しているほか、町ホームページでダウンロードいただけます。交付手数料は無料です。

### 窓口での交付

受付時間 月～金曜日の午前8時30分～午後5時15分

受付場所 保健福祉課保健医療グループ

#### 必要書類

①接種券（予防接種済証）

②旅券（パスポート）

※接種券は、切り離さず台紙ごとお持ち下さい。

※旅券に旧姓・別姓・別名（英字）の記載がある場合は、旧姓・別姓・別名が確認できる本人確認書類

※本人が窓口に来られない場合は、代理人が申請することもできます。代理人による申請の場合は、本人の自署による委任状が必要です。



### 郵送での交付

証明書を郵送で申請する際は、必要書類を添えて保健福祉課保健医療グループ宛にお送りください。

#### 必要書類

①申請書

②接種券（接種済証）の写し

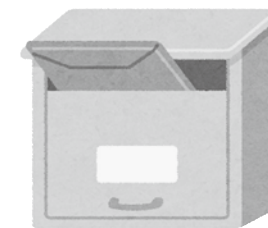
③旅券（パスポート）の写し

④返信用封筒

※旅券に旧姓・別姓・別名（英字）の記載がある場合は、旧姓・別姓・別名が確認できる書類

※返信用封筒は、送付先を記入の上、切手（84円分）の貼り付けをお願いします。

詳細は、ホームページをご覧ください。下記にお問い合わせください。



■大石田町新型コロナウイルスワクチン接種対策室 TEL 35-2111（内線170・171・172・173）